

# Weekly Report



## 名古屋アイリスロータリークラブ

例会日	水曜日13:00～14:00	会長	青木恭子
例会場	ANAクラウンプラザ グランコートホテル名古屋	幹事	長谷川芳子
承認	2013年6月18日	公共イメージ 向上	藤谷 猛



世界に希望を生み出そう

2023～2024年度名古屋アイリスRCのテーマ

10年間の礎を力に  
情熱の持続と感謝の心で  
奉仕と生業に尽力しよう

●お問い合わせ：office@nagoya-iris-rc.jp

●公式WEBサイト：http://www.nagoya-iris-rc.jp

### 第479回 例会

2024年4月3日 13:00～

- 司 会 島村恵三 例会・出席・親睦委員
- 斉 唱 君が代、奉仕の理想
- 出席報告 出席者数 10名 / 25名  
出席率 40.0%
- ゲ ス ト 名古屋大学名誉教授  
荒山裕行様  
米山奨学生 ラウト・ニーム君
- ビジター

### ニコボックス

- 青木恭子会長  
グランコート名古屋25周年おめでとうございます。いつもお世話になり、ありがとうございます。
- 長谷川芳子 幹事  
荒山先生、本日の卓話宜しく願い致します。
- 安井忠 ロータリー財団委員長  
鶴舞公園の桜満開です。
- 荒山久美 例会運営委員長  
昨日はひとり娘の誕生日でした。今日は荒山先生が卓話をしますので宜しく願い致します。

### 4月度 誕生日お祝い

22日 櫻井孝充さん 26日 水野吉紹さん

### 会長挨拶



先日、ANA クラウンプラザホテルグランコート名古屋 25周年パーティーにご招待を受け名古屋アイリスロータリークラブの代表として出席してまいりました。推定ですが300名を超える出席者でしたが、社長様にはお世話になっていることとよいお料理の提供のお礼を申し上げました。周年記念の行事は悦ばしいことばかりですので皆様も機会がございましたら是非参加してくださいませ。

今日の卓話では荒山教授のお話をいただきます。

### 卓 話

演 題:法律の素人と経済学の素人の井戸端  
職場の「法と経済学」

卓話者:名古屋大学名誉教授 荒山裕行先生



本日の卓話は、荒山先生より「産政研フォーラム」に掲載中である「法律の素人と経済学の素人の井戸端－職場の『法と経済学』」の一部をテーマにして卓話を頂戴致しました。短い時間の中でしたが楽しく面白くお話し頂き、本当に楽しい時間を過ごさせて頂きました。

もっとお話しを聞きたかったという会員の皆様に「産政研フォーラム 連載第1回より一部を抜粋してご紹介いたします。興味のある方は2回以降を続けてご覧ください。

### 「自由と平等」: 法学と経済学

法学は、「自由と平等」の実現に取り組んできた。さて経済学ではどうだろうか。世界のベストセラーである教科書『マンキューの経済学』の索引を見てみると、「不平等」という言葉は出てくるものの、「自由」や「平等」は見当たらない。そこで、法律の素人と経済学の素人ふたりが井戸端話を始めるにあたり、法学と経済学のそれぞれが、どのように「自由」と「平等」を位置付けているのかを確認しておこう。

### 法学のスタンス

社会があるところには、法があると言われる。と言うのは、法は社会秩序を生み出す営みだからである。何もせずに社会に秩序は生まれない。社会契約論と呼ばれる思想がヨーロッパに広がる17世紀以降、人間は社会や秩序をある程度自覚的に設計できるし、そうすべきだという発想が法の世界を動かしてきた。

社会秩序の設計を考える場合、国家は誰をメンバーにするか(市民権、国籍)、社会の大きなイメージ(基本的権利、職業選択の自由、結社の自由、失業の有無など)、メンバー間の平等(身分、成年/未成年、適材適所)、各メンバーのもつ自由の種類(幸福追求)と自由度、秩序の仕組み(中央政府、地方政府、その他の団体)等をどうするのかを、具体的に決めな

いといけない。大きな仕組みだけでなく、社会生活に役立つ道具類の整備も求められる。例えば、法は、生活に必要な資金を調達する道具(金銭消費貸借、質、抵当、連帯保証など)を開発して、社会に提供してきた。

さて、社会秩序設計の出発点は、人間をよく知ることである。多くの思想家が人間とは何なのかを熱心に論じたのはそのためである。例えば、人を自由にすると、無茶をすることもある。しかし、やりがいを見つけた人が自由な発想と努力で大きな社会貢献をすることもあつた。人間の自由についての複雑で多様な知見は、自由主義と呼ばれる思想の中で洗練されてきた。

自由についての最大の問題は、どのような場合にどこまで自由を制限するのがよいかを決めることである。例えば、産業革命後の19世紀イギリスでは、4歳以上の子供が工場や炭鉱で長時間働いていた。このことを労働の自由として、子供(あるいは親)に認めてよいのだろうか。

イェール大学ロースクールの講義の中で、カラブレイジ教授は、「鉄道や自動車、航空機等の文明の利器が発生させる事故は、絶対にゼロにならない」という話を持ち出す。文明の利器を導入するという「自由」を社会(あるいは人々)に認めると、それに起因する事故が必ず起きる。事故は、自由の対価なのだ。法にできることは、この対価をできるだけ小さくすることだ。現在の法がそのためにやっていることは、・・・というように話が展開する。

法は、自由と並んで平等も重要だと考えている。子供が生まれる家庭は、すべて同じように幸せな環境だとは限らない。このため、人生の出発点での不平等をなんとかしようとする人は少なくない。では、どんな社会的仕組みが必要だろうか。相続税、機会の平等、法の下での平等などの話題は、こうして法の世界に登場する。しかも、「自由」と同じく、「平等」も何もしないだけで手をこまねいているだけ(タダ)では、手に入らないのである。

## 経済学のスタンス

経済学者は、経済活動が活発(効率的または最適)に行われるためには、自由な取引が可能な市場が必要だと主張する。そして、市場の存在を仮定することで、経済活動を分析するための理論的枠組みが成り立っている。不当な取引が行われる独占状態についても、「自由な取引が行われる市場が存在しない場合」として分析が行われる。

売り手と買い手にとって、この自由な取引が問題なくスムーズに行われる理想的な市場が、「完全競争市場」と呼ばれるものにあたる。完全競争市場が成立するための条件として代表的なものをあげると、①多数の売り手と買い手の存在、②情報の対称性(売り手と買い手が取引の対象となる財に対して同じだけの知識を持つ)、③外部性が存在しない(売れば対価を受け取り、買えば対価を支払うという両方通行)、④独占・寡占が存在しない、⑤公共財が存在しない等である。

自由な取引が許されれば、売り手も買い手もその取引から利益が得られる。取引からの利益を得るための

手段となる自由な取引のみを保証するために、独占力を持たない「小さな国(小国)」という考え方が用いられた。

すべての人が欲しいものすべてを手に入れることはできない。この財・サービスの希少性を理解している人がどのような仕組みで意思決定し経済的行動をとるのかについて、マンキューの教科書では、自由な取引が可能市場を前提として「トレード・オフ」「機会費用」「限界原理」「インセンティブ」等の用語を用いた説明が展開される。―― シカゴ大学経済学部(大学院)に入学すると、まず、「フリーランチ(タダのお昼ごはん)」というようなものは存在しない」という経済の法則を教え込まれる。これはフリードマン教授の名言の一つであるが、それが究極的に意味するところは、「自由」や「平等」など値段のついていないものですらタダでは手に入らないということであり、このことは正しいであろう。しかし、大学院に入学してから50年近い時間が過ぎて気づいたのだが、どうすれば自由な市場を実現できるのかについては、教えてもらわなかった。「完全競争」を満たす条件が整備されれば、「完全競争市場」が実現すると教えられていただけに過ぎない。

## 自由と平等の位置づけ

「自由」と「平等」は、相互に独立していて無関係なものではない。経済学者のベッカー教授はベッカー・ポズナー・ブログ(2005年3月6日)で、「経済的自由には、財産を所有する権利、その財産が法や契約によって保護されること、・・・などが含まれる。」と述べている。経済的自由は、単なる自由ではなく、所有権や、財産の安全、財産の利用権の保障などを含むという理解である。経済的自由と法的な権利の保障は、不可分である。すると、自由と平等は連動することになる。経済的自由はすべての人の所有権を平等に保護し、経済的自由の利用を平等に保障する社会を実現することで、政治的自由に関する議論につながっていく。

さてここで、だれがどのように経済的自由を創出するのか(だれが、猫の首に鈴を付けるのか)そのメカニズムが改めて問われることになる。この問いへの探求が、井戸端話を通じて行われることを期待されたい。

(引用)

法律の素人と経済学の素人の井戸端一職場の『法と経済学』、「自由と平等」:法学と経済学、荒山裕行、松浦好、産政研フォーラム、No134 2022年、pp.28-32